

子どもの権利

岡山大学病院
令和6年10月22日制定

岡山大学病院は、子どもの尊厳及び権利を尊重します。子どもは、「医療における子ども憲章」を

基本として、以下の権利を有します。われわれは、すべての子どもの権利が守られるように努力します。

1. 人として大切にされ、自分らしく生きる権利
2. 子どもにとって一番よいこと(子どもの最善の利益)を考えてもらう権利
3. 安心・安全な環境で生活する権利
4. 病院などで親や大切な人といっしょにいる権利
5. 必要なことを教えてもらい、自分の気持ち・希望・意見を伝える権利
6. 希望どおりにならなかったときに理由を説明してもらう権利
7. 差別されず、こころやからだを傷つけられない権利
8. 自分のことを勝手にだれかに言われない権利
9. 病気のときも遊んだり勉強したりする権利
10. 訓練を受けた専門的なスタッフから治療とケアを受ける権利
11. 今だけではなく将来も続けて医療やケアを受ける権利

注:子どもを支える家族や周囲の大人も、人として大切にされ、自分らしく生きる権利を尊重されねば

なりません。我々は、この点についても努力していきます。

(参考)「医療における子ども憲章」(公益社団法人日本小児科学会 こどもの生活環境改善委員会 2022.8)

https://www.jpeds.or.jp/modules/guidelines/index.php?content_id=143